

袖ヶ浦市立昭和中学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している児童生徒等当該等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば「いじめ」と定義することになる。

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、人権尊重の精神を基盤とし、互いに認め合い、「いじめ」のない集団の育成のために「袖ヶ浦市立昭和中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す。本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

①いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取り組み

・人権教育の充実

（仲間を大切にする・相手の立場に立ち共感的に考える・互いに理解し支え合う）

・道徳教育の充実

（人間尊重の精神を根ざした豊かな心を育てる教育活動を推進する）

・体験学習の充実

（自然体験、職場体験、ボランティア体験等を更に充実させる）

・言語活動を重視した特別活動の充実

（生徒会によるあいさつ運動・ボランティア清掃等の活動を充実させる）

②未然防止・早期発見のための取り組み

・日々の観察

（学活や清掃等、教職員が生徒とともに過ごす機会を、積極的に設ける）

・教育相談

（教職員と生徒の信頼関係を形成し、日頃から気軽に相談できる環境をつくる）

・スクールカウンセリング

（気になる生徒に対して、毎週1回のスクールカウンセリングを活用する）

・いじめ実態調査アンケート→担任が集計後、生徒指導主事に提出（金庫に保管）

（5月・10月・2月に実施し、早期発見の手立てとする）

③家庭・地域との連携 ・PTA実行委員会や懇談会等を通じて、実態・指導方針等の情報交換をする。

（ホームページ等を活用し、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う）

3. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①いじめ防止対策委員会

<構成メンバー>

- ・管理職・教務主任・生徒指導主事・学年主任・研修主任(・事務長・養護教諭)
- ・運営委員会と兼ねることで、週に1回情報交換を行う。

< 役割 >

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

②常設の委員会、事案発生時の委員会の設置など

- ・常設の委員会 週に1回の運営委員会の中で実施する。
- ・事案発生時は、必要に応じて、学年生徒指導担当、当該学級担任も加える。

③校内研修会の実施

- ・校内研修会の年間計画に位置づけ実施する。
- ・必要に応じて、職員会議等を活用し実施する。

【年間計画】

いじめ対策委員会 年3回

4月 指導方針、指導計画等

9月 情報共有、後期の計画(中間評価)

3月 本年度のまとめ、来年度の課題検討(最終評価)

【アンケート調査等】→金庫内に保管(5年間)

①生徒対象いじめアンケート調査 年3回(5月・10月・2月)

②保護者対象いじめアンケート調査 年2回(7月・12月)

③教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査
年2回(6月・11月)

【研修会】

- ・生活指導研修会(4月)
- ・人権教育実践研修会(11月)

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

①ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発

- ・学校の様子や情報をタイムリーに発信する。

②学校評議委員会やPTAとの連携

- ・学校の様子や情報を知らせ、常日頃から協力関係をつくっておく。

③関連機関への協力要請

- ・木更津警察署・君津児童相談所・内房地区少年センター・市子育て支援課

(3) 取組内容の検証

①PDCAサイクルの活用や「運営に関する計画」との関連

- ・取組内容を「運営に関する計画」で検討し、常に内容を改善していく。

②取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関しての改善方法

- ・教職員に、取組評価アンケートを実施する。
- ・学校評議委員会やPTAに意見を聞き、取組方法の工夫改善を行う。
- ・学校のいじめに対する取り組みについて、学校評価の項目に設定し、PDCAサイクルに基づいて取り組みの改善を図る。

4. いじめに対する具体的取り組み

(1) いじめの未然防止のための具体的取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、生徒が規律ある態度で授業や行事に活動する学校づくりを進めていくことである。全ての生徒が活躍できる場面を作り出す視点で「授業づくり」と「集団づくり」を見直すことで、仮にトラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずである。

A 授業改善

① 学習規律の確立や配慮を要する生徒への対応

- ・「学校は勉強をするところであること」を生徒や保護者に意義づけする。
- ・教職員が「授業の約束」をもとに同じ方針で指導にあたり、授業規律を徹底する。

② 相互公開授業等「わかる授業」づくりにおける具体的な取組

- ・数学、英語を中心に、T Tでのきめ細かな学習指導を推進する。
- ・ICT機器を活用した授業改善を進める。
- ・授業公開週間を設け、教員相互の授業参観を積極的に行うことで、わかる授業づくりを進める。

③ 指導力の向上に関する取組

- ・計画訪問、要請訪問等を研修の場として、指導力の向上を図る。
- ・校内研修を充実させ、職員個々の指導力向上を図る。

B 自己有用感を高めるために

① 一人ひとりが活躍することができる活動を充実させるための取組

- ・学級内で一人一役に取り組みせ、評価していく。
- ・縦割り活動を積極的に取り入れ、一人ひとりの活躍の場を増やす。
(清掃・清体、体育祭の色、文化祭での色別合唱)
- ・生徒会活動の日常化で活躍の場を増やす。
- ・生徒指導の機能を生かした授業づくりで、認められる場を増やす。

② 魂を揺さぶる感動ある行事の創造

- ・入念な計画・準備を行い、リーダー指導を充実させ、自分たちの力で最高のものを創り上げた、やり切ったという感動体験を味わわせる。
- ・「昨年度を超える」という高いビジョンのもとにチャレンジさせていく。

③ 生徒を認め、誉める指導を充実させるための取組

- ・ボランティアでの校内外の清掃活動
- ・朝のあいさつ運動（生徒会本部）

C いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

① 道徳教育や学級活動の充実を図る取組

- ・道徳の授業を毎週実施し、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、自分自身の生活や行動を省みる。
- ・日常の学級活動の時間を重視し、他人を思いやる心や人権意識を高揚させ、「いじめ」をしないという人間性豊かな心を育てる。

②命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組

- ・ 3年間の人権教育啓発推進計画を立て、相手の人権を尊重し、豊かな心を育てる。

③「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導

- ・ 教職員に「認められた」という自己有用感を持たせ、生徒との信頼関係を築く。
- ・ 心通い合うあたたかい学級経営や教育活動を、学年や学校全体で展開し、生徒同士が行動の間違いを指摘し合える環境づくりをめざす。

④情報モラルに関する取組

- ・ 学年の人権教育の取組や技術・家庭科の授業を通じて、悪口や誹謗中傷等のネット上のいじめを防止する。
- ・ 携帯、インターネット安全教室を、生徒・教職員・保護者に対して実施し、研修する。

⑤いじめ撲滅集会の開催

- ・ 全校生徒でいじめを許さない雰囲気をつくる。

(2) いじめの早期発見に向けての具体的取組

<基本姿勢>

いじめの特性として、いじめにあってはいる生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあってはいる場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが大切である。担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

①生徒観察の充実と情報の共有化（ささいな変化に気づくことができる体制づくり）

- ・ 生活記録ノートの活用等
- ・ 職員会議、生徒指導委員会、運営委員会、学年会、生徒指導便り等で、情報の共有化を図る。

②アンケート調査の活用 →担任が集計→生徒指導主事→金庫に保管（5年間）

- ・ 学校生活アンケート（5月、2月）に実施
- ・ いじめについてのアンケート調査（5月、10月、2月）
- ・ 悩みごと等アンケート調査（6月、11月）
- ・ 学校生活サポートテスト（6月、11月）→教育相談で活用する

③教育相談（個人面談）の実施

- ・ 教育相談週間（6月、11月）
- ・ 心の相談員との面接（1年時に5月と10月に2回）
- ・ 三者面談（7月、12月）
- ・ 随時のチャンス相談

④スクールカウンセラーの活用

⑤外部機関との連携（警察署・市総合教育センター・子育て支援課、児童相談所等）

⑥いじめ相談窓口の周知

(3) いじめ認知時の早期対応に向けての具体的取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

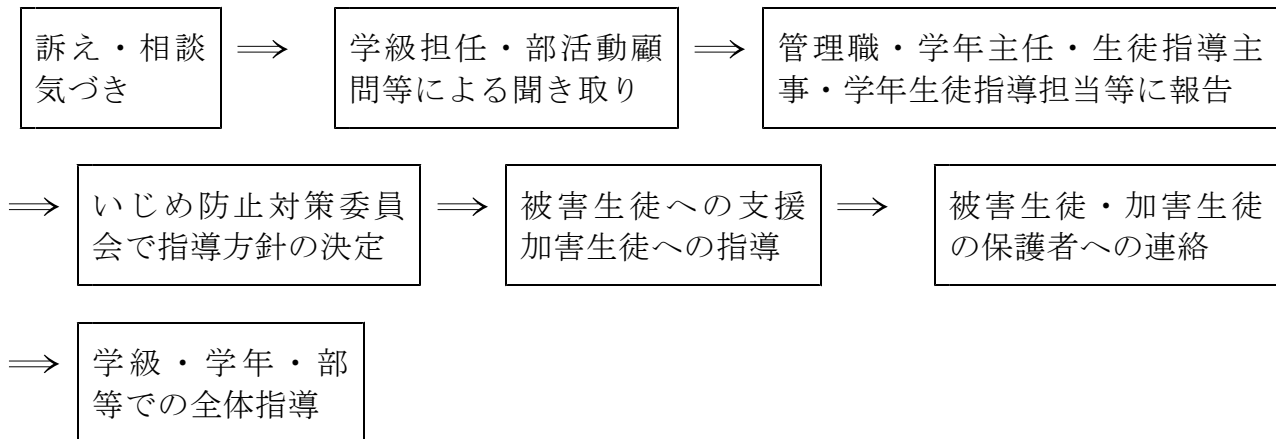
- ①いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制
- ②全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくり
（情報の共有化・教職員の連携等）
- ③被害生徒の保護、加害生徒への指導
- ④警察などの関係機関との連携
- ⑤家庭・地域との連携

(4) 重大事態への対処

重大事態の定義

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等が生命、心身又は財産に重大な被害を生じたことがあると認めるときではなく、「疑い」が生じた段階で重大事態ととらえることとする。
- ②児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。
- ③いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされていると認めるとき。

※いじめ発見の際の流れ



重大事態が生じたとき、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

※以下の①～④について、学校長の判断と指示のもと迅速に対応できるよう、教頭・生徒指導主事を中心に、日頃から体制を整えておく。

- ①学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）
- ②調査組織の設置や事実関係の明確化
- ③被害生徒及びその保護者への適切な情報提供
- ④教育委員会への報告

いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。国のいじめ基本方針には、いじめが「解消している」状況について示されている。ただし、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとしている。

①いじめに係る行為が止んでいること

心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害の重大性や状況から目安にかかわらず、その期間を改めて設定し状況を注視する。

②本人及び保護者へ面接で確認すること

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

①②を確認の上、解消とする。

※上記のいじめが「解消している」状況は、あくまで一つの段階に過ぎず、再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。